

与論町立与論小学校
いじめ防止基本方針



令和7年3月

目次

鹿児島県いじめ防止基本方針の改定にあたって	1
はじめに（与論町いじめ防止基本方針より）	2
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
II いじめの未然防止について	4
III いじめの早期発見について	5
IV いじめへの対応について	6
V 教職員の資質の向上について	9
VI 家庭，地域，関係機関との連携	9
VII 重大事態への対応について	10
VIII 年間計画	12

鹿児島県いじめ防止基本方針の改定にあたって

本県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもある。子供たちの規範意識や他人を思いやる心などの豊かな人間性は、時代を超えて大切に育んでいかなければならない。技術革新や国際化などによりこれからの社会が加速度的に変化する状況にあると言われるからこそ、豊かな心などを育む教育の推進はますます重要になると考える。

こうした中、いじめの未然防止や早期発見・早期解消といったいじめ問題への対応は、本県教育にとって最重要課題の一つである。各学校においては、引き続き、軽微と思われることでも積極的に把握し「1件でも多く発見し、それらを解消する」という基本認識の下、児童生徒に対して適切な対応を取ることが求められる。

いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されてから3年が経過し、平成29年3月には文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しが行われた。本県の基本方針も平成26年3月の策定から3年が経過し、各学校での慎重かつ丁寧な実践が積み重ねられる一方で、学校における対応や関係機関等との連携などの面での課題も出てきた。

今回の改定は、こうした国の基本方針の見直しや本県におけるこれまでの取組を踏まえ、いじめの防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点から行うものである。この基本方針や各地域・学校における方針を踏まえ、各教育委員会と学校が一丸となって保護者や外部専門家等とも連携しながら、いじめ防止等に向けた総合的かつ効果的な取組が進められることを期待したい。

平成29年10月
鹿児島県

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、人権尊重教育の根幹を揺るがす深刻な問題である。平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下法という。）が施行され、平成 29 年 3 月には、文部科学省が「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しを行い、平成 29 年 10 月には、「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定が行われた。

与論町では、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、町ぐるみでいじめ問題の克服に取り組むよう、法第 11 条第 2 項の規定を参考とし、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための町の方針として、平成 29 年 3 月に「与論町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定した。

策定から 3 年が経過した今も、いじめ問題は社会が解決すべき重要な課題であり続けているだけでなく、いじめの様態は複雑化の一途をたどっている。与論町においては、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期解消に向けて、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携を一層強固なものにしていくため、国・県の改定を踏まえ、このたび、町の基本方針を改定する。

令和 2 年 11 月

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの児童にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、学校、家庭その他の関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、いじめは決して許されない行為であることの理解を全ての児童に対して促すとともに、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていかねばならない。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる力も育てていく必要がある。加えていじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インター

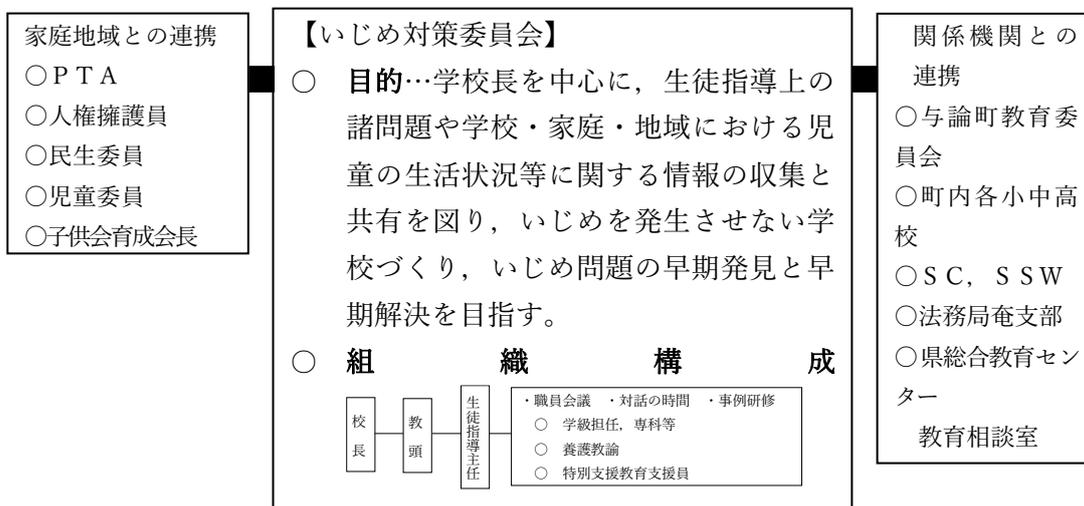
ネットトラブルも含む。)が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月の期間継続していること。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) 組織の設置

いじめを発生させない学校づくりやいじめ問題の早期発見と早期解消を目指し、「いじめ対策委員会」を置くものとする。構成する教職員としては、校長、教頭、生徒指導担当職員、養護教諭、学級担任等がこれにあたる。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師などの外部専門家が参加することも考えられる。



II いじめの未然防止について

1 全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点

- 「いじめとは何か」ということや、「いじめは決して許されない行為である」ということへの理解を促す。
- 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。そのために、教職員が主体となった「居場所づくり」と児童が主体となった「絆づくり」を推進する。
- 「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり、思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりを進める。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ス

トレスに適切に対処できる力を育む。

- 児童がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論する道徳教育を推進する。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- 特に配慮が必要な以下の児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童
 - ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
 - ・ 性同一性障害や、本人の性的指向・性自認（性別に関する自己意識）に配慮が必要な児童

2 学校の取組

- 全ての児童が安心でき、自己有用感を感じられる学校づくりに努める。教科等の学習におけるグループ活動において、他者を尊重し助け合いながら学ぶ雰囲気醸成する。
- 日頃から、児童及び保護者との信頼関係を構築する。
- 地域や関係機関との連携を図る。
- いじめの防止のための児童の自主的な取組を支援する。（縦割り班活動、縦割り掃除など）
- いじめの防止の重要性を、児童、保護者等に対し、資料等を活用して啓発する。学校のホームページに、「いじめ防止基本方針」を掲載する。

Ⅲ いじめの早期発見について

1 早期発見に向けて

- 全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- 児童の心身の状態や交友関係の状況等を多面的、客観的に把握するために、「学校楽しい〜と」「学校生活アンケート」等の質問紙や個人面談等を活用する。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもつ。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有していることを踏まえ、アンケート調査や個人面談等か

ら、早期発見に努める。

2 学校の取組

- 定期的な「学校生活アンケート」や教育相談（個人面談）の実施等により、児童自ら SOS を発信しやすい（いじめを訴え・相談しやすい）体制を整える。
- 児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。1人で抱え込まず、報告や相談が重要であることを認識しておく。
- 月に1回の対話の時間において、各学級の児童の様子を話題にあげ、教職員での情報共有や共通理解を図る。
- 地域や家庭と連携して児童を見守る。

IV いじめへの対応について

1 いじめが確認された場合の対応

- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して、組織的な対応を行う。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を直ちに確保するとともに、当該児童の保護者と連携を取る。
- いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、当該児童の保護者と連携を図り、適切に指導する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等と連携して対応する。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、事案に応じ関係機関と連携する。

2 学校の体制

- 日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めたり組織的な対応を可能とするような体制を整えておいたりする。
- 教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校におけるいじめの防止等の対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることについて、理解を深めておく。
- いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。事実関係を確認したら、保護者にも迅速に連絡し、事実

対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえばいじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させる。またはやしたてるなどして同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度が行きわたるように指導する。
- いじめが解消されているかを確認する際は、被害児童本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「いじめが解消している」状態とは、次の2つの要件が同時に満たされていることを指す。

◆ 「いじめが解消している」状態

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

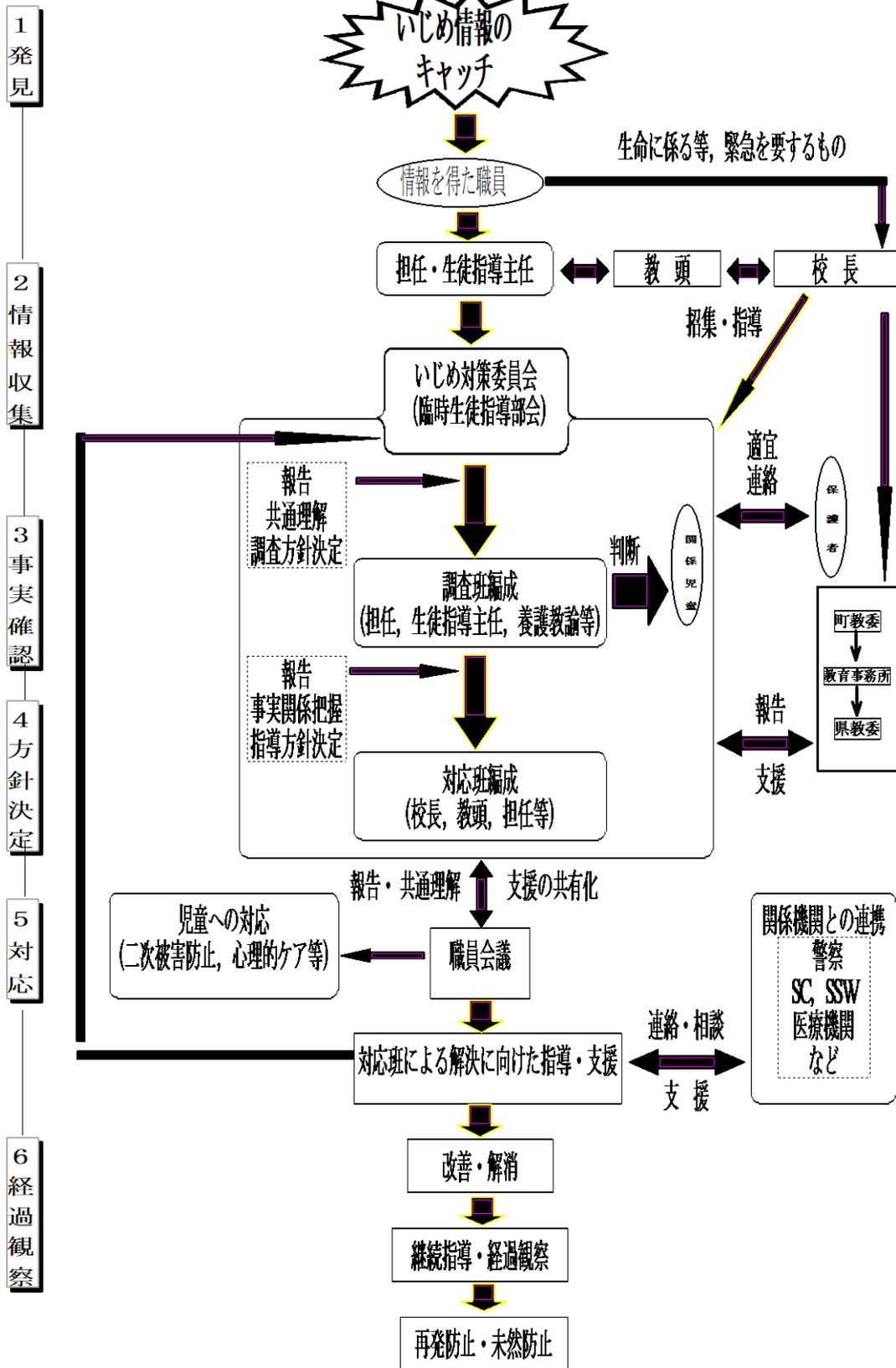
② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省から)

- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童を注意深く観察する必要がある。

3 いじめを発見したとき
【いじめ早期発見フローチャート】



V 教職員の資質の向上について

1 教職員の資質向上の必要性

- いじめの問題の解決には1人1人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから、研修等を通して資質向上を図る必要がある。
- いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方（いじめの未然防止，早期発見，早期対応，報告・連絡・相談，関係機関との連携）について，理解を深めておく必要がある。

2 学校の体制

- 教職員がいじめの問題に対して，態様に応じた適切な対処ができるよう，教職員の校内研修会を複数回もつなど，機会を充実させる。
- 心理や福祉の専門家を活用して，教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させる。

VI 家庭，地域，関係機関との連携について

1 家庭との連携

- 年度はじめや学期途中のPTA総会，学級PTA等を通じて，PTAや地域の関係団体等に「学校いじめ防止基本方針」を分かりやすく伝えたり，学校のホームページに掲載したりする。
- 授業参観日に「心の教育の日」を設定し，道徳の学習を参観してもらったり，人権教育をテーマに家庭教育学級を開いたりして，いじめの問題について規範意識の醸成等，家庭と連携した対策を推進する。

2 地域との連携

- 学校運営協議会等で，PTAや地域の関係団体等と学校関係者が，いじめの問題について協議する機会を設ける。
- より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と地域，地域と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 関係機関との連携

- 学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，福祉センター，医療機関等）との適切な連携が必要である。
- 警察や児童相談所等との適切な連携を図るために，日頃から，関係機関の担当者との窓口交換や連絡協議会の開催等，情報共有体制を構築しておく。
- 法務局等，学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知する。

Ⅶ 重大事態への対処について

1 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

- 生命，心身または財産に重大な被害が生じた場合（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に係る事態）
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，学校の設置者または学校の判断により，迅速に調査に着手することが必要である。

また，児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 緊急対応について

- 重大事態を認知した場合には，町教育委員会への報告を行う。
- 調査を滞りなく始めるために，緊急対応策を策定しておき，チームを組織するなどして，町教育委員会と連携して全校体制で対応する。
- 十分な情報が得られていない段階では，主観や思い込みで発言してはならないことに特に注意する。
- 適時チェックリストを活用しながら進めていく。

2 学校における調査

法28条の規定に基づき重大事態に対応するとともに，再発防止に資することを目的として，事実関係を明確にするための調査を行う。

- 調査を行う前には，対象児童・保護者への説明を行う。対象児童・保護者が何を求めているか，どういったところに疑問を持っているかなど真意をよく聞き取り，調査の目的や方法，見通しなどについて丁寧に説明し，共通理解を図る。
- いじめ対策委員会の構成員をチームに分けて調査を行い，連携を図って対応する。
- 以下のような事実関係を，可能な限り網羅的に調査する。この際，因果関係の特定を急ぐあまりに主観的な調査に陥らぬよう，関係機関等との情報連携を図りながら，客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・ いつ（いつ頃から）
 - ・ どこで・誰が・何を，どのように（態様）
 - ・ なぜ（いじめを生んだ背景事情，人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。それを望まない場合でも、再発防止につながり、新しい事実が明らかになる可能性もあるので、学校として自らの対応をふり返り、検証することは必要となる。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、聞き取り調査を実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害にも配慮する。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院または意識不明等の病状や死亡した場合）、当該児童の保護者の要望・意見を聴取し、今後の調査について協議し調査に着手する。児童の自殺に直面した遺族の心情は、時間の経過と友に揺れ動くことも多いため、定期的な関わりの中で、心情の変化にもしっかりと寄り添うよう配慮する。

3 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

調査結果については、町教育委員会及び町長に報告する。その際、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

4 その他留意事項

(1) 心のケア

いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、町教育委員会にスクールカウンセラーや医療関係者等を要請する。

(2) 調査に当たっての説明等

ア いじめられた児童及びその保護者に対して

- ・ 調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- ・ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。

イ 調査対象の児童及びその保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

ウ 報道取材等への対応

- ・ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、学校と町教育委員会が十分連携して対応する。

Ⅷ 年間計画

月	学期 目標	計画及び 評価	実態把握等	各教科・ 道徳・特 別活動	児 童 会 活 動	情報モ ラル関 連	教育相談	研 修
4	いじめ 問題を 考える 週間の	年間及び1学期 の活動計画の検 討	学校生活アンケ ート	いじめ問題を考 える週間の取組 (SOSの出し 方の学習) 学級活動(学級 開き等)	縦 割 り 班活動	各教科にお ける指導計 画の確認	PTA 前後の教育相 談 個人懇談 家庭訪問	学校基本方針, いじめ認識の確 認 SOS の出し方 に関する研修
5	取組を 通して いじめ	実態に基づい た対応策の検 討	学校生活 アンケート		縦 割 り 班活動			具体的な対応の 在り方
6	問題の 未然防 止のため		学校楽しい〜と 学校生活アンケ ート	心の教育の日 (土曜参観道 徳)	縦 割 り 班活動		アンケート結果から の教育相談	
7	より人 間関係 の構築 に努め る。	取組評価アン ケートの実施	児童アンケート 学校生活アンケ ート		縦 割 り 班活動		スクールカウンセ ラー	
8		アンケート結 果の分析と活 用に向けて	学校生活アンケ ート					
9	様々な 学校行 事への	2学期の活動計 画の確認・検 討	学校生活アンケ ート	いじめ問題を考 える週間の取組 (SOSの出し 方の学習)	縦 割 り 班活動		スクールカウンセ ラー	
10	取り組 みを通 して自 尊感情		学校生活アンケ ート		縦 割 り 班活動			具体的な対応の 在り方
11	や自己 有用感 を身に 付けさ せる。	取組評価アン ケートの実施	児童アンケート 学校生活アンケ ート	校内人権旬間 の取組, 人権 教室	縦 割 り 班活動	保護者向け 研修会(家 庭教育学 級)		
1	構築し た人間 関係が	アンケート結 果の分析と活 用に向けて	学校楽しい〜とす 学校生活アンケ ート	いじめ問題を考 える週間の取組 (SOSの出し 方の学習)	縦 割 り 班活動		アンケート結果から の教育相談	具体的な対応の 在り方
2	よい状 態で継 続でき るよう		学校生活アンケ ート		縦 割 り 班活動		スクールカウンセ ラー	
3	取組や 活動の 改善を 図る。	取組評価アン ケートの実施 次年度活動計 画案作成	学校生活アンケ ート		縦 割 り 班活動			